

令和3年度筑紫野市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、本市が行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的として定める。

2 定義

この方針において使用する用語は、法に規定する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、筑紫野市の全ての組織が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
 - ① 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う施設）
 - ② 生活介護事業所
 - ③ 就労移行支援事業所
 - ④ 就労継続支援事業所
 - ⑤ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模事業所
- (3) 障害者を多数雇用している事業所
 - ① 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - ② 重度障害者多数事業所
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - ② 在宅就業障害者に対して援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達目標

予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、前年度の調達実績を上回るよう、障害者就労施設等からの調達の推進に努める。

令和2年度調達実績	
物品の調達額	1,774,093 円
役務の調達額	4,610,619 円
合計	6,384,712 円

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から供給可能な物品等についての情報を収集し、調達の推進のために必要な情報提供を行うこと
- (2) 新たに物品等の調達が必要となったときは、障害者就労施設等からの調達が可能か検討するように努めること
- (3) 障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量等に配慮し、その仕様等についても十分な説明に努めること
- (4) 物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号による随意契約を活用すること

7 調達方針及び実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直しをしたときは、市のホームページにより公表するものとする。
- (2) 調達実績については、法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後に調達の実績を取りまとめ、公表するものとする。